

「桐生市ふるさと納税返礼品」における地場産品基準の考え方について

「桐生市ふるさと納税返礼品取扱事業者募集要項」の「4 返礼品の要件」及び、国から示された「地場産品基準」に基づき取り扱うこととしています。

詳しくは、以下の例を参考にしてください。

1 市内において生産されたもの

市内で生産された農産物など、一次産品であることを想定されています。

○：地場産品基準に該当する例	×：地場産品基準に該当しない例
桐生市内で生産された野菜	他市区町村で生産され、桐生市内で販売された野菜

2 桐生市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの

当該原材料が「主要な部分」といえるかどうかについては、当該原材料を用いて作られる加工品等の重量や付加価値のうち、半分を一定程度以上上回る割合が当該原材料によるものであること等により判断します。

ここで示す「半分を一定程度以上上回る割合」との条文の解釈については、国から示された例を参考に慎重に判断します。

なお、ふるさと納税の募集に際し、その旨をポータルサイト上等に明記する必要がありますので、あらかじめご了承ください。

○：地場産品基準に該当する例	×：地場産品基準に該当しない例
桐生市内で生産された米を100%使用して、桐生市外で醸造された酒	製造に用いる牛乳のうち、桐生市内で生産された牛乳を約1割使用し、桐生市外で製造されたアイスクリーム

3 桐生市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの

(ただし、食肉の熟成、または玄米の精白の場合は、県内で生産されたものを原材料とするものに限る)

当該工程が「主要な部分」と言えるかどうかについては、当該工程を経て完成した当該返礼品等の重量や付加価値のうち、半分以上を一定程度以上上回る割合が当該工程によるものであること等により判断します。

ここでいう「当該返礼品等の重量や付加価値のうち、半分以上を一定程度以上上回る割合」との条文の解釈については、国から具体的な方針が示されておらず、国から示された例を参考に慎重に判断します。

なお、ふるさと納税の募集に際し、その旨をポータルサイト上等に明記する必要がありますので、あらかじめご了承ください。

製造、加工その他の工程によって相応の付加価値が生じていると判断するためには、関税法施行規則（昭和 41 年大蔵省令第 55 号）において、実質的な変更を加える加工又は製造に該当しない例として以下のとおり示されています。

(参考)

実質的な変更を加える加工または製造に該当しない例

- ・輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬け、その他これらに類する操作
- ・単なる切断
- ・選別
- ・瓶、箱、その他これらに類する包装容器に詰めること
- ・改装
- ・仕分け
- ・製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け、若しくは添付すること
- ・単なる混合
- ・単なる部分品の組立て及びセットにすること

○：地場産品基準に該当する例	×：地場産品基準に該当しない例
桐生市内の事業者が桐生市外で生産された原材料を使用し、桐生市内で加工、品質保守を一元管理し、当該事業者の自社製品として販売しているもの	海外で生産し、桐生市内の事業者が検品を行っているラジオ
桐生市外で生産された豚肉を、桐生市内で切断、調理、袋詰めしている豚肉加工品	桐生市外で生産されたフルーツを、桐生市内でパッケージしたもの
桐生市外で生産された原材料を用いて、桐生市内の醸造所において醸造した酒	桐生市内で製品の企画立案まで行い、桐生市外で製造・組み立てを行ったテレビ
	輸入した海外産の牛肉を、桐生市内で熟成させたもの

4 桐生市内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの

(流通構造上、混在することが避けられない場合に限る)

国の見解として、「当該市区町村(桐生市)から直接流通経路に乗せることが現実的に困難である場合に限って該当するものであって、単に、他の市区町村で製造されたものと同じ配送業者がまとめて配送していることや、同じ事業者が別々の市区町村で生産していることといった要素のみで、当該基準に該当するものではない。」と示されています。この見解や例を参考に慎重に判断します。

○：地場産品基準に該当する例	×：地場産品基準に該当しない例
桐生市内で肥育後、近隣の複数団体を管轄すると畜場だと畜するため、流通構造上、桐生市外で加工された牛肉	桐生市内で生産されたものと、桐生市外で生産されたものを、全国の店舗で区別なく取り扱っているアイスクリーム

5 桐生市の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズ、その他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から、桐生市の独自の返礼品等であることが明白なもの

国の見解として、「一般に流通している物品の本体やパッケージに単に団体等のロゴをプリントしたものや、PRリーフレットを同封したものは、当該基準に該当するものではない。」「かつての産地であったことや、今後〇〇の市として売り出そうとしていること、当該区域(桐生市)の出身者等ゆかりの者に関連したものであること、市内に事業所が存在していること、事業者と連携協定を結んでいることといった要素のみで、当該基準に該当するものではない。」と示されています。この見解や例を参考に慎重に判断します。

○：地場産品基準に該当する例	×：地場産品基準に該当しない例
桐生市観光マスコットキャラクター「キノピー」グッズ	桐生市内で創業した事業者が桐生市外で生産する加工食品
	包装紙に桐生市の名が記載されているだけのものや、市のシンボルマークに使われた色を取り入れた限定カラーのみのもの

返礼品該当 50円×4事業者 200万円
 返礼品非該当 20万円×5事業者 100万円